

蕪税告示第3号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び蕪崎市税条例（昭和30年3月蕪崎市条例第3号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法又は蕪崎市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住又は所在をする納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限を別途蕪崎市告示で定める期日まで延長する。

平成23年4月28日

蕪崎市長 横内公明

指 定 地 域
青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県